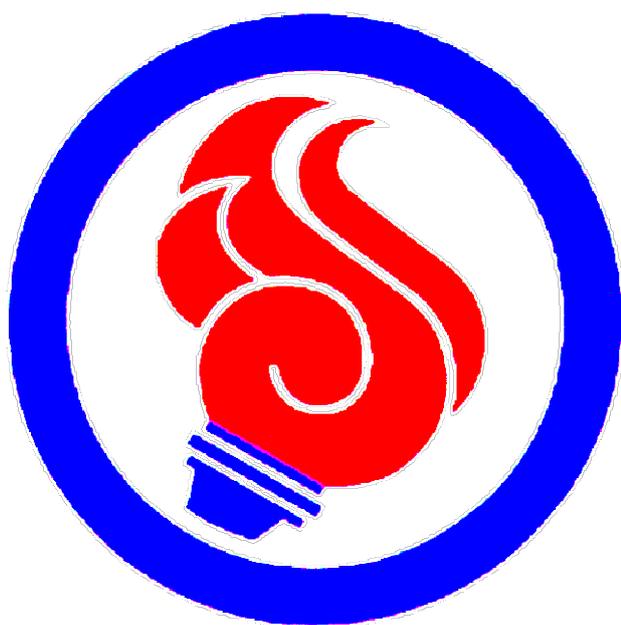


三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会

第4回常任委員会

書面報告



令和3年4月

目 次

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 第4回常任委員会

○報告事項

【報告第1号】

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会役員、委員等の変更・・・1

【報告第2号】

三重とこわか国体競技別ハーサル大会の中止について・・・・・・・・・・3

【報告第3号】

競技開催施設の変更について・・・・・・・・・・4

【報告第4号】

「三重とこわか国体競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」の策定について・・・・・・・・・・5

(総務企画専門委員会関係)

【報告第5号】

三重とこわか国体亀山市案内所・休憩所設置要項・・・・・・・・・・14

【報告第6号】

三重とこわか国体亀山市遺失物・拾得物取扱要項・・・・・・・・・・16

【報告第7号】

三重とこわか国体亀山市売店設置運営要項・・・・・・・・・・18

【報告第8号】

三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会売店募集要領・・・・・・・・24

【報告第9号】

三重とこわか国体亀山市大会報告書作成方針・・・・・・・・・・27

(競技式典専門委員会関係)

【報告第10号】

三重とこわか国体亀山市炬火イベント実施要項・・・・・・・・・・28

【報告第11号】

三重とこわか国体亀山市炬火名募集要領・・・・・・・・・・29

(宿泊衛生専門委員会関係)

【報告第12号】

三重とわか国体亀山市弁当調達要項	3 1
【報告第13号】	
三重とわか国体亀山市弁当調製施設選定基準	3 3
【報告第14号】	
三重とわか国体亀山市弁当調製施設募集要領	3 5
【報告第15号】	
三重とわか国体亀山市弁当調製施設の指定について	3 7
【報告第16号】	
三重とわか国体亀山市環境衛生対策実施要領	3 8
【報告第17号】	
三重とわか国体亀山市食品衛生対策実施要領	4 0
【報告第18号】	
三重とわか国体亀山市防疫対策実施要領	4 2
【報告第19号】	
三重とわか国体亀山市医療救護実施要領	4 3
【報告第20号】	
三重とわか国体亀山市競技別リハーサル大会宿泊要項	4 6

(輸送交通専門委員会関係)

【報告第21号】	
三重とわか国体亀山市競技別リハーサル大会輸送計画	4 7
【報告第22号】	
三重とわか国体亀山市競技会場管理運営要綱	4 8
【報告第23号】	
三重とわか国体亀山市輸送交通計画について	5 1

○参考資料

資料1

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会役員・委員等名簿	5 3
---------------------------------	-----

資料2

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会会則	5 6
---------------------------	-----

資料3

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会専門委員会規程	6 1
--------------------------------	-----

報告事項

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会役員、委員等の変更

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第8条第3項に基づき、令和2年5月13日から令和3年4月28日までの間における三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会役員、委員等の変更について、次のとおり報告します。

【副会長：1名】 (順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
亀山市議会 議長	中崎 孝彦	小坂 直親

【常任委員：8名】 (順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
亀山市小中学校長会 会長	伊藤 早苗	服部 鋼一
一般社団法人 亀山青年会議所 理事長	川森 篤	山田 拓朗
一般社団法人 亀山市観光協会 会長	伊藤 峰子	黒田 力男
亀山市生活文化部 部長	青木 正彦	佐久間 利夫
亀山市健康福祉部 部長	小林 恵太	古田 秀樹
亀山市上下水道部 部長	服部 政徳	宮崎 哲二
亀山市防災安全課 危機管理監	豊田 達也	服部 政徳
亀山市議会事務局 事務局長	渡邊 靖文	井分 信次

【委員：13名】 (順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
公益財団法人 三重県スポーツ協会 事務局長	黒川 雅司	須原 久勝
亀山飲食業組合 組合長	山川 淳	上田 昌子
鈴鹿農業協同組合 代表理事専務理事	平子 伸	大塚 和馬
日本郵便株式会社亀山郵便局 局長	角谷 真一	山口 勝史
ソフトバンク株式会社 参与	吉良 太	伊藤 尚文
中部電力パワーグリッド株式会社鈴鹿営業所 所長	土屋 和義	林 哲也
亀山市老人クラブ連合会 生きがい推進部長	落合 征幸	池田 良次
亀山ロータリークラブ 会長	田中 博之	赤塚 英則
国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 鈴鹿川出張所 出張所長	廣田 勝彦	中本 有朋
国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所上野 維持出張所 出張所長	伊藤 誠二	山本 裕彦

【委員：13名】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
三重県鈴鹿建設事務所 所長	片田 悟	古澤 忠士
三重県鈴鹿地域防災総合事務所 所長	藤川 和重	富田 康成
三重県鈴鹿保健所 副所長	芝田 登美子	土屋 英俊

【監事：1名】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
亀山市代表監査委員	国分 純	渡部 満

【参与：1名】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
亀山警察署 署長	中村 誠二	山内 範秀

三重とこわか国体競技別リハーサル大会の中止について

三重とこわか国体の開催に備え、県の「第76回国民体育大会 競技別リハーサル大会開催基準要項」および「亀山市競技別運営基本計画」に基づき、国体における競技会運営能力の向上を図るとともに、市民の国体に対する関心を高め、理解を深めるため、次の通り競技別リハーサル大会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止しました。

<中止された大会>

○軟式野球

大会名称：第42回東日本軟式野球大会（1部）

開催期間：令和2年5月30日（土）～31日（日） 2日間

会場：西野公園野球場

○ウェイトリフティング

大会名称：内閣総理大臣杯第57回全日本社会人ウェイトリフティング選手権大会
レディースカップ第12回全日本女子選抜ウェイトリフティング選手権大会

開催期間：令和2年11月22日（日）～26日（木） 5日間

会場：西野公園体育館

競技会開催施設の変更について

競技会開催時における熱中症対策や来場者の駐車可能台数などを考慮し、開催施設を次の通り変更しましたので報告します。

区 分	競技名	変更後	変更前	認定通知日
デモンストレーションスポーツ	スポーツ鬼ごっこ	西野公園体育館	西小学校体育館	令和2年8月25日
	ユニカール	西野公園体育館	東野公園体育館	令和2年8月25日
	カローリング	西野公園体育館	東野公園体育館	令和3年1月15日

「三重とわか国体競技会における新型コロナウイルス 感染防止対策ガイドライン」の策定について

令和3年度の三重とわか国体の競技会開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な競技会運営とすることを目的に、三重とわか国体・三重とわか大会実行委員会（県実行委員会）では、「三重とわか国体競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を策定しました。

本市で開催される競技会につきましては、競技の特性や感染状況を考慮しつつ、本ガイドラインや中央競技団体が定めるガイドライン等を参考に、新型コロナウイルス感染防止対策を行います。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時必要な改訂が行われる予定です。

三重とこわか国体競技会における 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

- ※ 本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障害者スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン等を参考に、三重とこわか国体の競技会開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な競技会運営とすることを目的に作成しました。
- ※ 本ガイドラインでは、競技会における各主体の役割分担や競技会の参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町実行委員会及び競技団体において、実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめており、対策を検討するにあたっての「判断の基準」として活用していただくことを想定しています。
- ※ なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時、必要な改訂を行っていきます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会
【第1版】 令和2年11月19日

1 目的

本ガイドラインは、三重とこわか国体の競技会開催にあたって新型コロナウイルスの感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町実行委員会及び競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

2 対象競技

本ガイドラインは、正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツを対象とする。

3 役割分担

(1) 県実行委員会

- ① 本ガイドラインを作成し、関係者へガイドラインの周知を行う。
- ② 競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、基準を定める。

(2) 市町実行委員会

- ① 参加者（競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア、観客、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等）の体調把握を行う。
- ② 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施する。
- ③ 競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。
- ④ 参加者全員分の体調管理チェックシートを保管し、保管期間終了後は廃棄する。

(3) 競技団体

- ① 参加者（競技役員、競技補助員）の体調把握を行う。
- ② 各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。
- ③ 競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。
- ④ 体調管理チェックシート（選手団分）のとりまとめについて、市町実行委員会と協力して実施すること。

(4) 選手団

- ① 参加者（選手・監督（チームスタッフを含む））の体調把握を行う。
- ② 競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑

いを含む)の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。

(5) その他(共通事項)

- ① 参加者は、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」及び三重県の「安心みえる LINE」を活用することが望ましい。
- ② 県実行委員会、市町実行委員会、競技団体は競技補助員・競技会補助員として参加する生徒の安全・安心の確保及び負担軽減のため、役割分担の見直し等を行い、必要人数の削減に努めること。

4 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・監督(チームスタッフを含む)

- ① 体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認すること。
- ② 期間中は毎日検温を実施し、選手団の代表者は、全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町実行委員会へ提出すること。
- ③ 競技中以外は、原則としてマスクを着用すること。

(2) 競技役員・競技補助員

- ① 体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認すること。
- ② 期間中は毎日検温を実施し、競技団体は、全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町実行委員会へ提出すること。
- ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(3) 競技会役員、競技会係員(市町職員)、競技会補助員、ボランティア

- ① 体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間からの健康状態を確認すること。
- ② 期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシートを市町実行委員会へ提出すること。
- ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(4) 報道員

- ① 体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認し、市町実行委員会へ提出すること。
- ② 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること
- ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ④ 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員IDと報道員ビブス及び自社腕章を着用すること。
- ⑤ 取材人数は、出来る限り少なくすること。
- ⑥ 囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、ソーシャルディスタンス(競技者と取材者および取材者同士の距離)を確保し実施すること。

(5) 視察員

- ① 体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認し、市町実行委員会へ提出すること。
- ② 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(6) 会場設営・売店事業者等

- ① 体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認すること。
- ② 来場前に検温を実施し、代表者は全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで市町実行委員会へ提出すること。
- ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(7) 観客

- ① 氏名及び連絡先の提出等、市町実行委員会の要請に協力すること。
- ② 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ④ 飛沫感染や接触感染防止のため、以下による応援は控えること。
 - (ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛
 - (イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用
 - (ウ) タオル、フラッグ等を振り回す
 - (エ) ハイタッチ、肩組み

5 会場内において実施すべき事項（市町実行委員会及び競技団体において実施）

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施すること。

(2) 受付等

- ① 受付には、手指消毒用アルコールを設置すること。
- ② 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する、またはフェイスシールド等を準備し、対応すること。
- ③ 参加者が距離をおいて（できるだけ2m、最低1m）並べるように目印の設置等を行うこと。

(3) 手洗い場所・トイレ

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求め（手指を乾燥させる設備は使用しないこと）。
- ③ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 手洗いが難しい場合は、手指消毒用アルコールを用意すること。

(4) 控室・更衣室等の諸室

- ① 広さにはゆとりを持たせ、密になることを避けること。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮すること。

(5) 観客席

- ① 屋内競技では収容定員の50%以内とする。
- ② 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の50%以内とする。
- ③ 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1m以上）。
- ④ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。

(6) 取材エリア

- ① 会場（取材エリア／ミックスゾーン／撮影エリア／プレスルームなど）の規模により人数を設定し制限すること。
- ② ミックスゾーンは原則、設置しないこととし、設置する場合は柵などでソーシャルディスタンスを確保し、3密を防ぐこと。
- ③ 撮影エリアはソーシャルディスタンスで区切ること。または設定できる撮影エリア内でのソーシャルディスタンスをカメラマン同士で調整するよう呼びかけること。
- ④ マイク、スピーカーの利用や、オンラインの活用など競技者とメディアの位置を分ける方法も検討すること。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

- ① 出店（出展）場所には、透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置すること。
- ② 出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行うこと。
- ③ 参加者が距離をおいて（できるだけ2m、最低1m）並べるように目印の設置等を行うこと。
- ④ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数に留意し、対面での飲食は避けること。設置する備品（テーブル・いす等）は定期的に消毒すること。
- ⑤ これら①～④の感染防止対策を講じることができない場合は、設置を中止すること。

6 宿泊、輸送

(1) 宿泊

(県実行委員会及び市町実行委員会(合同配宿業務)において実施)

- ① 配宿予定宿泊施設に対し、宿泊施設説明会等の機会を通じ、最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟)」の遵守を依頼する。
- ② 宿泊者に対し、下記「宿泊にあたっての留意事項」について宿泊申込のWebシステム等により協力依頼を行う。

(市町実行委員会において実施)

- ① 宿泊者に対し、下記「宿泊にあたっての留意事項」について各種案内等により協力依頼を行う。

「宿泊にあたっての留意事項」

ア 基本的な留意事項

- (ア) 宿泊者同士の接触をできるだけ避け、対人距離(できるだけ2mを目安に最低1m)を確保する
- (イ) マスクを着用する
- (ウ) 定期的に手洗い・手指消毒を行う

イ 各エリアや場面における留意事項

- (ア) 入館時には、手指消毒を行う
- (イ) チェックイン時は、できる限り代表者がまとめてチェックインを行い、宿泊者は一つの場所に固まらず、分散して待機する
- (ウ) エレベーターを利用するときは、過密状態にならないようにして乗車する
- (エ) 宿泊する部屋では、一定時間ごとに部屋の窓を開けて換気する
- (オ) 大浴場等における入浴中は、対人距離を確保するとともに、浴室、浴槽内における会話は控える
- (カ) 大浴場の休憩室では、対面で会話をしないようにする
- (キ) 化粧品・ブラシ等は持参する
- (ク) 食事会場では、入場時の手洗い又は手指消毒を行うとともに、食事開始までマスクを着用する
- (ケ) 自席での食事中以外(テーブル間の通行や移動等)においてマスクを着用する
- (コ) トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにする

(2) 輸送

＜公共交通機関等における感染予防＞

- ① 参加者が公共交通機関等を利用して移動する際は、マスクの着用及び会話の手控え、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底すること。

＜計画バス・シャトルバスにおける感染予防＞

（県実行委員会において実施）

- ① バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）に沿った感染予防対策（バス車内における手指消毒剤の装備、運行中の車内換気、仕業終了後の車内消毒等）の確実な実践の遵守を依頼すること。

（市町実行委員会において実施）

- ① バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）に沿った感染予防対策の確実な実践の遵守を確認すること。
- ② 輸送業務に従事する市町職員等は、マスクを着用し、乗車時には手指消毒を行うこと。また、バス利用者と接点のある者については、必要に応じて手袋を着用すること。
- ③ バスの待合所を設置する場合は、手指消毒用アルコールを設置し、バス利用者ができうる限りのソーシャルディスタンスをとるよう協力を求めること。
- ④ 乗車時、降車時にバス車内の通路に滞留ができないように、留意すること。
- ⑤ バスの待合所やバス車内において、バス利用者に対し、以下のことについて、看板の掲示やアナウンス等により協力依頼を行い、感染予防対策を徹底すること。なお、バス車内におけるアナウンスについては、音声や映像の放送、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努めること。
 - （ア）マスクを着用する
 - （イ）会話の手控え、特に大声による会話は原則禁止する
 - （ウ）乗車時及び再乗車時に手指を消毒する
 - （エ）車内における飲食をできる限り避ける
 - （オ）ゴミは原則持ち帰る
 - （カ）降車時、通路に立ち列ができないよう順次に離席する
- ⑥ 計画バスについては、できる限り同じ利用者が同じ席に乗車するよう誘導すること。

7 監督会議、開始式、表彰式（市町実行委員会及び競技団体において実施）

（1）監督会議

- ① 監督会議は、感染防止の観点から、市町実行委員会及び競技団体で協議し、事前に必要な連絡事項をメール、書面等で周知する等の工夫を検討し、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保など感染防止対策を講じること。

(2) 開始式、表彰式

- ① 各競技の開始式は、感染防止の観点から、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じること。
- ② 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じること。

8 その他

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時改訂を行う。

三重とこわか国体亀山市案内所・休憩所設置要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置に関して必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所および受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関と協議の上、主要駅等に設置し、受付案内所および休憩所は、競技会場またはその周辺に設置する。

4 設置期間

総合案内所、受付案内所及び休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間の中で、関係機関と協議の上、定めるものとする。

5 開催時間

総合案内所の開設時間は、午前8時30分から午後5時までの時間で、関係機関等と協議の上、定めるものとする。また、受付案内所および休憩所の開設時間は、開会行事または競技開始1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

ア 競技会場、練習会場、競技日程等の案内に関すること。

イ 宿泊、交通、観光および物産等の案内に関すること。

(2) 受付案内所

ア 大会参加者等の案内および資料等の配布に関すること。

イ 競技会場、練習会場、競技日程等の案内に関すること。

ウ 交通、宿泊、観光および物産の案内に関すること。

エ 障がい者への対応に関すること。

- オ 遺失物・拾得物の取扱いに関する事。
- カ 問い合わせ等の対応および迷子の保護に関する事。
- キ 一般観覧者に対する案内に関する事。
- ク その他案内所に関する事。

(3) 休憩所

- ア 大会参加者等に対する各種飲食料の提供に関する事。
- イ 休憩所内のテーブルやイス、その周辺の整理整頓および衛生的な管理に関する事。

7 関係機関・団体等との連携

案内所、休憩所の設置、業務運営等を円滑に行うため、関係機関・団体等との協力を得て実施する。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所および休憩所の設置および運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所および休憩所の設置について、この要項を準用する。

三重とこわか国体亀山市遺失物・拾得物取扱要項

1 目的

この要項は、本市で開催される、三重とこわか国体（以下「大会」という。）の期間中における、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場内等および実行委員会が借り上げたシャトルバス内で、遺失物および拾得物の届け出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、必要な事項を定める。

2 取扱いおよび保管

- (1) 遺失物または拾得物の届け出に係る取扱いは、実行委員会が設置する競技会場内の受付案内所で実施するものとし、三重とこわか国体亀山市実施本部総務部総務班（以下「総務班」という。）が取扱業務および一時保管を行うこととする。
- (2) 総務班は、盗難、紛失等の事故がないよう、拾得物をあらかじめ定められた保管場所に保管する。
- (3) その日の業務終了までに遺失者が判明しない場合、高額な物品または保管することが適当でない認められるものについては、速やかに実行委員会事務局へ引き継ぐものとする。

3 届け出の処理

- (1) 拾得物の届け出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入のうえ、拾得者に対して拾得物預り書（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物名札（様式第4号）を取り付け一時保管する。

ただし、拾得者が一切の権利を放棄したときは、拾得物預り書は拾得者に交付しないものとする。

- (2) 遺失物の届け出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第5号）の提出を受け、遺失物一覧簿（様式第6号）に記入した後、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、亀山警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還および拾得者への通知

- (1) 遺失者から遺失物届出書の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受理書（様式第7号）を作成し、

遺失物受理書の遺失者への返還欄に署名を受ける。この場合において、本人であることの確認は、運転免許証による届出人の住所、氏名の確認および遺失物の内容と拾得物との照合により、必ず複数の職員で行う。

- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合、委任状（様式第8号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受理書の遺失者への返還欄に署名を受ける。
- (3) 拾得物を遺失者に返還したときは、実行委員会事務局が拾得物返還通知書（様式第9号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎおよび警察署への届出等

- (1) 総務班は、競技会場における競技終了までに、一時保管している拾得物の遺失者が判明しない場合は、当該拾得物を実行委員会事務局に引き継ぐものとする。
- (2) 実行委員会事務局は、前号の拾得物を拾得の日から1週間以内に拾得物受理書（写し）と拾得物届出書（様式第10号）を添えて亀山警察署に引き継ぐものとする。ただし、2（3）により引き継いだ拾得物については、亀山警察署と協議のうえ速やかに引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会事務局は、拾得物を亀山警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、亀山警察署に引き継いだ旨を、申し出者および亀山警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物、拾得物の取扱いについて、この要項を準用する。

三重とこわか国体亀山市売店設置運営要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画に基づき、全国から訪れる選手、監督、大会関係者および一般観覧者（以下「大会参加者」という。）の便宜を図るとともに、本市の魅力あふれる観光・文化・産業等を広く紹介し、併せてその振興に資するため、三重とこわか国体の開催時における売店の設置および運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置場所

売店の設置場所は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた場所に設置する。

3 設置期間および開設時間

売店の設置期間は、競技会の開催期間中とし、開設時間は、原則として競技開始時間の1時間前から競技終了時刻の30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 出店数および位置・規模

売店の出店数は、実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり約20m²（2間×3間テント相当）とする。ただし、実行委員会は、出店状況に応じて、これを調整できるものとする。

5 出店品目

売店の業種は、大会参加者の便宜を図るもの、亀山市の特産等を紹介するもの、その他実行委員会が認めるものとし、売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 国体記念グッズ
- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品および土産品
- (4) 飲食物
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

6 出店者条件

売店の出店者は、次のいずれも満たす者とする。

- (1) 競技会開催中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。
- (2) 法令等により、許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
- (3) 申請書提出日から起算して過去1年間に法令等に違反したことによる処分を受けていないこと。
- (4) 飲食物販売の出店者については、申請書提出から起算して3年間に食中毒発生時等による行政処分を受けていないこと。
- (5) 申請書提出日において、納税義務が履行されていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または法第2条第2号に規定する暴力団もしくは、暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 従業員として、暴力団員および暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

7 経費の負担

売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。ただし、実行委員会が準備する出店に伴う設備等に係る経費は除くものとする。

8 運営設備等

- (1) 実行委員会は、出店に伴う設備等のうち、テント（1張）、長机（6台以内）、椅子（4脚以内）を準備する。
- (2) 出店者は出店に伴う設備のうち、実行委員会が準備する物以外の備品および設備等を準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気を使用する出店者にあつては、区画内に消火器を設置しなければならない。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに「売店出店申請書（様式第1号）」、「売店出店概要書（様式第2号）」、「売店従事者名簿および搬入車両予定表（様式第3号）」、「誓約書兼承諾書（様式第4号）」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

10 出店者の選定

実行委員会は、9に規定する申請があつたときは、この要項に基づき審査すると

ともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認められた者を出店者として選定する。ただし、当該申請したものが、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して選定し、これによりがたいときは抽選による選定とする。

- (1) 亀山市内に事業所または店舗等を有する者
- (2) 売店等の取り扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体、社会福祉施設等
- (3) その他、実行委員会が適当と認められた者

1 1 出店料

- (1) 出店者として選定を受けた者は、別に定めた出店料を実行委員会に納付しなければならない。なお、出店料の納付に係る経費は出店者として選定を受けた者が負担するものとする。
- (2) 実行委員会は、出店者として選定を受けた者が、次のいずれかに該当する者として認めるときは、出店料を免除することができる。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等
 - イ 公共的目的を持って出店する国または地方公共団体
 - ウ その他、実行委員会が認められた者
- (3) 出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書(様式第7号)を提出し、実行委員会の承認を受けなければならない。
- (4) 既に実行委員会に納付した出店料の還付はしないものとする。ただし、特別な理由があると認められるときは、出店料の全部または一部を還付することができるものとする。

1 2 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として認められた者に対して、売店許可決定通知書(様式第5号)を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証(様式第6号)を交付する。

1 3 保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者の場合で、売店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、管轄保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

1 4 管理運営

- (1) 売店における販売品および売店備品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は、一切責任を負わない。
- (2) 出店者は、売店責任者を定め、常駐させ、実行委員会に報告しなければならない。売店責任者に変更があったときも同様とする。
- (3) 売店責任者は、実行委員会が競技会場に置く係員（以下「係員」という。）の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう、従事者の指導に努めなければならない。

1 5 禁止事項

出店者およびその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡、転貸または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料および危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品として認めたアルコール飲料は除く。
- (6) 実行委員会が、土産品と認めたアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (7) 許可された品目以外の物の販売を行うこと。
- (8) 拡声器および音響器具類を使用すること。
- (9) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものは除く。
- (10) その他、各競技会の運営に支障があるような行為をすること。

1 6 遵守事項

出店者およびその従事者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品の搬入搬出に使用する車両は、実行委員会が交付する通行許可証を指定された位置に掲示すること。
- (4) 販売品等の搬入、陳列および搬出は各競技会の運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示した時間までに完了させること。
- (5) 服装は、清潔かつ従事者であることが確認できるものを使用すること。

- (6) 接客に当たっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (7) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (8) 売店の装飾は、販売品を表示するものを主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (9) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために、撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。
- (10) 実行委員会が主催する出店者説明会には、必ず出席すること。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (12) その他、関係法令を遵守するとともに、実行委員会の指示に従うこと。

1.7 事故等の処理

売店において事故等が発生した場合は、売店責任者は初期対応にあたりるとともに、直ちに係員に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに係員に連絡するとともに、その指示に従うものとする。

1.8 損害賠償

出店者およびその従事者が会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときには、その損害賠償の責任を負うものとする。

1.9 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して、損害賠償および既に実行委員会に納付した出店料の返還を請求することができないものとする。

- (1) 関係法令およびこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

2.0 原状回復

出店者は、出店を許可された各競技会終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、係員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができるものとする。

2 1 補填および補修

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を実行委員会に請求することができないものとする。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を、実行委員会に請求することができないものとする。

2 2 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の募集、設置および運営の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置及び運営については、各競技会の規模に応じて、この要項に準じ実施するよう努めるものとする。

三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会売店募集要領

1 趣旨

この要領は、「三重とこわか国体亀山市売店設置運営要項」（以下「要項」という。）に基づき、三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会における売店の募集、設置および運営の実施に関して必要な事項を定めることとする。

2 設置場所、設置期間および募集数

売店の設置場所及び設置期間は次の表のとおりとし、設置期間中の途中開設・閉店は原則認めないものとする。また、募集数と出店位置は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が現地の状況等を勘案して指定する。

競技名	設置場所	設置期間
ウエイトリフティング	西野公園体育館	令和2年11月22日～26日

3 出店規模および設備

(1) 出店規模

1店舗当たり1小間（2間×3間テント（約20㎡））を基本とする。ただし、半小間（2間×3間テントの半分（約10㎡））の単位で、出店の調整をする場合がある。また、キッチンカーについては、1台分のスペースを1区画とする。

(2) 設備

1小間につき、実行委員会が次の設備を準備するものとする。

設備品目	規格	数量	備考
テント	2間×3間	1張	4方横幕あり
テーブル	180cm×45cm	6台	
椅子	パイプ椅子	4脚	
照明設備			必要に応じて設置する

なお、上記備品以外に必要な備品は、出店者で準備するものとする。

4 出店料

要項11（1）に規定する出店料は次のとおりとする。

出店者区分および出店料

出店者区分	出店料	
	1 小間	半小間
市内に事業所、店舗等を有する出店者	3,000円／日	1,500円／日
市内に事業所、店舗等を有しない出店者	6,000円／日	3,000円／日

5 販売品目

要項5に規定する売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体記念グッズ

国民体育大会憲章または三重とこわか国体のマスコット「とこまる」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会または実行委員会の使用承認を受けているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品および土産品

(4) 飲食品（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを搬入して、提供直前に加熱処理を行う程度とする。

(5) 宅配便等

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

6 出店申請

出店希望者は、要項9に定める様式を実行委員会事務局へ持参または郵送で受付期間内（消印有効）に提出することとし、ファックスでの申し込みは受け付けないこととする。

7 受付期間

出店申請の受付期間は次のとおりとする。

競技名	受付期間
ウェイトリフティング	令和2年7月1日～8月31日

8 提出および問合せ先

〒519-1192

三重県亀山市関町木崎919番地1（生活文化部文化スポーツ課内）

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会

TEL 0595-96-1225

E-mail kokutai@city.kameyama.mie.jp

9 その他

- (1) 実行委員会は、申請書類の内容確認のため、関係官公庁に照会または調査を依頼することができるものとする。
- (2) 各競技会場で選手・監督、視察員、報道員およびその他関係者への弁当の斡旋や、大会参加者等への無料ドリンクサービス、郷土料理等のふるまいを実施する場合がある。

三重とこわか国体亀山市大会報告書作成方針

1 趣旨

この方針は、三重とこわか国体亀山市広報基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「国体」という。）の成果を記録し、未来に伝えるために、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が作成する大会報告書の編成等について、基本的な事項を定めるものとする。

2 方針

大会報告書は、記録写真を含めたものとし、開催準備、競技会場運営及び競技結果の記録として作成する。また、使用する写真や報告内容等について十分に検討したうえで、印刷ページや部数の抑制に努めるものとする。

3 構成

報告書の構成については、開催準備編、本大会編、資料編の3部構成とする。開催準備編には、開催に向けた取り組みや広報啓発活動を中心に掲載する。本大会編には、本大会の競技の開催状況や三重県選手の活躍を中心に掲載する。資料編には、開催準備経過概要、競技別結果、総合成績、各種実績や委員名簿等を掲載する。

4 記録写真

実行委員会事務局、市広報秘書グループ及び記録ボランティアが撮影した写真を活用するほか、その他使用可能な写真を掲載する。

5 配布

(1) 主な配布先

実行委員会委員、三重県実行委員会、亀山市関係機関、市内小中学校等教育施設、各種団体、後催県

(2) 配布時期

令和4年2月（予定）

三重とこわか国体亀山市炬火イベント実施要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市式典基本計画に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する炬火イベントについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施内容

炬火イベントの内容は以下のとおりとする。

- (1) 炬火名の募集、選考および発表
- (2) 炬火採火イベント
- (3) 炬火集火式

3 炬火名の募集、選考および発表

- (1) 亀山市で開催される三重とこわか国体（以下「大会」という。）の炬火にふさわしい名称を広く市民から募集する。
- (2) 応募のあった名称の中から亀山市の炬火名を選考する。
- (3) 選考された炬火名は炬火集火式で発表する。

4 実施時期

炬火集火式は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が行う集火式までに実施する。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

三重とわか国体亀山市炬火名募集要領

1 目的

三重とわか国体亀山市炬火イベント実施要項に基づき、亀山市で採火する「炬火」に名称をつけることにより、市民の関心・理解を高め、機運醸成を図り、多くの方に周知するため、亀山市の炬火名を募集する。

2 募集主体

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 応募資格

亀山市に在住または亀山市に勤務・通学している方

4 募集内容

三重とわか国体亀山市炬火イベントで集火される炬火の名称

5 応募上の注意

- (1) 亀山市の歴史、文化、自然など魅力を発信するもので、「亀山市らしさ」を表現したものとする。
- (2) 炬火名は「〇〇〇の火」とし、文字数は20字以内とし、「の火」は字数に含むものとする。
- (3) 応募は1人3点までとし、未発表のものとする。

6 募集期間

令和3年4月1日（木）から令和3年5月31日（月）まで

7 応募方法

応募用紙に必要事項を明記の上、実行委員会事務局に郵送（消印有効）、FAX、電子メールまたは持参とする。

8 審査及び発表

- (1) 作品の審査は、実行委員会において行い、最優秀賞1点、優秀賞数点を決定する。
- (2) 入賞作品は、本人へ直接通知する。

- (3) 最優秀賞の作品は、亀山市の炬火名として採用する。また、最優秀賞及び優秀賞の作品は、実行委員会が行う亀山市炬火集火式（8月開催予定）において発表するとともに表彰を行う。

9 その他

- (1) 応募作品の著作権、商標権及びその他一切の権利は、実行委員会に帰属するものとする。
- (2) 応募作品の著作権等に係る問題が生じた場合は、すべて応募者の責任とする。
- (3) 入賞作品について、著作権その他の権利侵害の法令違反が判明したときは、受賞を取り消す場合がある。
- (4) 応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (5) 個人情報については、本事業の目的以外に使用しない。ただし、入賞者の氏名、勤務先または学校名および学年は公表する。
- (6) 応募された炬火名に関する採用、不採用の理由等についての回答は行わない。

10 応募および問い合わせ先

〒519-1192

三重県亀山市関町木崎919番地1

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会事務局

(生活文化部文化スポーツ課国体推進グループ内)

電話：0595-96-1225

FAX：0595-96-2414

Eメール：kokutai@city.kameyama.mie.jp

三重とこわか国体亀山市弁当調達要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市宿泊基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関および関係団体等と連携を図り、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当の調達

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、計画的・効果的な発注・提供を行う。

4 対象および実施期間

- (1) 選手・監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

5 弁当調製施設の指定および取消し

- (1) 弁当調製施設については、別に定める弁当調製施設の選定基準を満たす弁当調製施設を関係機関等の協力を得て、実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、三重とこわか国体亀山市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法等関係法令に基づく改善命令および指導に速やかに従わないとき。
 - イ 食品衛生法等関係法令に基づく許可の取消、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。

エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

6 弁当の引換

弁当引換所の設置および弁当の保管等の弁当引換業務については、弁当引換所を競技会場内に設置し衛生上の安全確保を最大限考慮する。

7 弁当容器等の回収

- (1) 実行委員会は、弁当引換所に弁当容器等の回収箱等を設置し、回収を行うものとする。
- (2) 指定弁当調製施設は、実行委員会が指定する時間に、納入した弁当容器等を回収するものとする。

8 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を、関係団体等に委託できるものとする。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調達については、この要項を準用する。

三重とわか国体亀山市弁当調製施設選定基準

1 三重とわか国体に対する理解と協力

三重とわか国体および亀山市競技別リハーサル大会（以下「大会」という）に理解があり、三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

2 対象施設について

食品衛生法に基づく営業許可を受けているもので、亀山市およびその近隣に製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

3 施設の衛生管理

- (1) 選定時点において過去3年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票での採点が直近で80点以上であること。
- (3) HACCPに沿った衛生管理（「三重県食品の自主衛生管理認定制度」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日厚生省発行）に基づく衛生管理を含む。）に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検食は、原材料および調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器（ビニール等）に密封して-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従業者（配膳または容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事するものは除く）全員に対して、令和3年6月以降に、検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。
なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (5) 食品賠償保険等に加入していること。

4 施設の調製能力

- (1) 曜日に関わりなく、1回100食以上の提供が可能であること。
- (2) メニューの日替わりが可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であり、実行委員会が指定する容器、包装紙での提供が可能であること。
- (4) 栄養バランス・カロリー等を考慮した献立での提供が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 原則として、前日午後6時までの受注に対して、翌日午前11時の納品が可能であること。
- (2) 冷蔵車等での配送が望ましいが、冷蔵車等が確保できない場合は保冷容器等により適正な温度管理(10℃以下)をすること。また、必要に応じて納入場所での待機が可能であること。
- (3) 弁当付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭きおよび持ち運び用ビニール袋等の納入ができること。
- (4) 配達同日に弁当容器等の回収が可能であること。
- (5) 実行委員会からの要請に応じて弁当献立および写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調整及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。
- (7) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示できること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名(アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。)
 - ウ 添加物(アレルギーを含む。)
 - エ 消費期限(時刻まで表示)
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示

三重とこわか国体亀山市弁当調製施設募集要領

1 目的

この要領は、三重とこわか国体亀山市弁当調達要項に基づく弁当調製施設の募集を行うため、必要な事項を定める。

2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達および弁当容器の回収

3 業務の詳細

(1) 弁当の種類

ア 斡旋弁当

大会参加者のうち、希望する者から弁当料金を徴収して提供する弁当

イ 支給弁当

競技役員、競技補助員、競技会補助員等に対し、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が弁当料金を負担して提供する弁当

(2) 弁当の単価

弁当の単価は、実行委員会が指定するものとする。

4 応募要件

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 三重とこわか国体亀山市弁当調製施設選定基準を満たすこと。
- (2) 亀山市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生手続き等を行っていないこと。

5 応募方法

次の書類を実行委員会へ提出すること。

- (1) 三重とこわか国体亀山市弁当調製施設応募票（様式第1号）
- (2) 三重とこわか国体亀山市弁当調製施設調査票（様式第2号）
- (3) 市税の納税証明書

- (4) 法人の登記事項証明書
- (5) 営業許可証の写し
- (6) 食品賠償保険証書等の写し（保険に加入している場合。未加入の場合は、業務の開始までに加入し提出すること。）
- (7) 食品衛生監視票の写し

6 募集期間

令和2年7月6日（月）から令和2年7月17（金）まで
（土曜、日曜は除く）

7 選定方法

実行委員会において、選定基準に定める要件を確認、審査の上、指定の可否を決定し、その結果を応募者に通知する。

8 その他

- (1) 書類の作成、郵送等、応募に要する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。また、実行委員会の弁当調達に関わる業務以外には使用しない。
- (3) 数量および配達場所については、実行委員会の指定によるものとする。

9 問い合わせおよび提出先

〒519-1192 三重県亀山市関町木崎 919 番地 1

亀山市生活文化部文化スポーツ課内

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会事務局

T e l 0 5 9 5 - 9 6 - 1 2 2 5

F a x 0 5 9 5 - 9 6 - 2 4 1 4

E - m a i l k o k u t a i @ c i t y . k a m e y a m a . m i e . j p

三重とわか国体亀山市弁当調製施設の指定について

三重とわか国体亀山市弁当調達要項および三重とわか国体亀山市弁当調製施設募集要領に基づき弁当調製施設の募集を行い、応募のあった弁当調製施設のうち三重とわか国体亀山市弁当調製施設選定基準を満足した次の施設を、三重とわか国体亀山市弁当調製施設に指定しました。

弁当調製施設名称	住 所
あんぜん文化村	亀山市太岡寺町1170
名阪関ドライブイン	亀山市関町萩原39番地

三重とこわか国体亀山市環境衛生対策実施要領

1 目的

この要領は、三重とこわか国体環境衛生対策要項に基づき、三重とこわか国体(以下「大会」という。)における環境衛生対策の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、関係機関・団体と相互に連絡調整を図り、県・関係機関・団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 競技会場等の環境美化

実行委員会は、環境衛生対策等の関係機関と連携するとともに、地域住民、民間団体等の協力を得て、次の業務を推進し、清潔な会場づくりに努める。

- (1) 競技会場等には、必要に応じた資源ごみ等の分別ができるごみ容器等を適切な場所に設置する。
- (2) 競技会場等の廃棄物は、会場に即した処理体制により適正に処理する。なお、分別収集を行い、資源ごみのリサイクルに努める。
- (3) 競技会場等の清掃は、その業務を行う専門の作業班を構成し、効果的に実施する。
- (4) 競技会場等の便所(仮設を含む)は、衛生的に管理し、流水式手洗い設備を設ける。
- (5) 喫煙場所を設置する場合は、たばこの吸い殻のポイ捨て防止に努め、また、受動喫煙の防止に配慮した場所を選定し、指定喫煙所とする。

4 獣害対策

会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止を図るため、関係機関・団体との連携に努める。

5 衛生害虫等対策

実行委員会は、関係機関と連携するとともに、地域住民、民間団体等の協力を得て、ねずみおよび衛生害虫の発生防止等を行い、適正な環境づくりに努める。

6 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に

定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、この要領を準用する。

三重とこわか国体亀山市食品衛生対策実施要領

1 目的

この要領は、三重とこわか国体亀山市食品衛生対策要項に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係団体と相互に連絡調整を図り、県・関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生に対する意識の向上

（1）食品衛生講習会の開催

実行委員会は、関係機関・団体と連携し、食品関係従事施設等を対象とした食品衛生講習会を開催し、食品衛生に対する意識の向上を図る。

（2）広報活動の実施

実行委員会は、関係機関・団体と連携し、広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し、市民および大会参加者等に食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

4 食品取扱施設等に対する監視、指導

実行委員会は、食品関係施設等を対象とした監視、指導の実施について、関係機関に依頼する。

5 検便の実施

（1）実行委員会は、食品関係施設に対し、食品に直接接触する作業の従事者の検便検査を行うよう指導する。

（2）検査の対象とする病原体は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。また、大会の時期に日本または世界的に流行する可能性のある病原体も対象とすることができる。

6 食中毒発生時の対応

実行委員会は、関係機関と連携し、大会関係者に食中毒患者が発生したときは、「食品衛生法」に基づく措置を講じるとともに、大会への影響を防ぐよう努める。また、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

6 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、この要領を準用する。

三重とこわか国体亀山市防疫対策実施要領

1 目的

この要領は、三重とこわか国体亀山市防疫対策要項に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における防疫対策の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係団体と相互に連絡調整を図り、県・関係機関・団体等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 感染予防に対する意識の向上

実行委員会は、関係機関・団体と連携し、感染症の予防及びまん延防止のため、手洗い等の感染症予防対策実施を奨励するなど、防疫に対する意識の向上に努める。

4 感染症患者発生時の措置

(1) 実行委員会は、大会参加者が感染の疑いがある場合又は感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所等の関係機関・団体と連携し、必要な措置を講じるとともに、大会への影響を防ぐよう努める。

5 連絡体制の整備

(4) 実行委員会は、大会期間中における感染症の発生時などに迅速に対応するため、緊急時の連絡体制を整備する。

6 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における防疫対策についても、この要領を準用する。

三重とこわか国体亀山市医療救護実施要領

1 目的

この要領は、三重とこわか国体亀山市医療救護要項に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における医療救護の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、医療機関および関係団体等の協力を得て医療救護を実施する。

3 競技会場における医療救護

(1) 救護所の設置

ア 競技会場の適切な場所に救護所を設置し、必要に応じて医師、保健師、看護師および係員等を配置する。

イ 内部は、衛生管理に留意し、外部から救護所内が見えないようにする。

ウ 救護所には、必要に応じて医薬品、備品等を配備する。

(2) 救護所の設置時間

原則として、競技開始1時間前から競技終了30分後までとし、必要に応じて変更することができるものとする。

(3) 傷病者発生時の取り扱い

ア 救護所では、傷病者に必要に応じ応急処置を行う。

イ 傷病者を医療機関に搬送する必要があるときは車両等での搬送または救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行し、処置記録兼診療依頼書（第1号様式）を持参する。

ウ 医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに実行委員会へ報告する。また、傷病者のその後の病状経過を把握するように努め、入院患者が発生した場合は、その都度実行委員会へ報告する。

4 練習会場における医療救護

(1) 練習会場には、必要に応じて医薬品、備品等を配備する。

(2) 練習会場において、傷病者が発生し医療機関に搬送する必要があるときは、競技会係員は、車両等での搬送または救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行し、処置記録兼診療依頼書（第1号様式）を持参する。

(3) 競技会係員は、医療機関に傷病者の搬送を要請した場合、救護所による取扱いに準じる。

5 宿舎における医療救護

(1) 宿舎において傷病者が発生し、医療機関に搬送する必要があるときは、宿舎の管理者は最寄り医療機関の紹介または救急自動車の要請をする。この場合、必ずチーム関係者等が同行する。

(2) チーム関係者等は、傷病者が医療機関に搬送された場合、実行委員会に下記の事項を報告（夜間の場合は翌日）する。

ア 傷病者の住所、氏名、性別、年齢および連絡先

イ 参加区分および競技種目

ウ 宿舎名および連絡先

エ 事故（傷病）の発生時間、発生場所、傷病内容、発生原因、処置内容、使用医薬品および現在の状況

オ 搬送した医療機関および搬送方法

カ 付添者の氏名および連絡先

6 アンチドーピング

救護所等に配備する医薬品については、関係機関・団体等の協力を得てアンチドーピングに細心の注意を払って対応する。

7 医療費の負担

(1) 競技会場および練習会場での応急処置にかかる経費は、実行委員会が負担する。

(2) 傷病者は、医療機関において健康保険証を提示して受診した場合には医療費の本人負担分を、健康保険証を提示しないで受診した場合には医療費の全額を負担する。

8 関係機関への協力要請

実行委員会は、一般社団法人 亀山市医師会等関係機関の協力を得て、医療機関および亀山市消防本部等に対し、傷病者の受け入れ等医療救護対策への協力を要請する。

9 事務処理

救護所等の医師、看護師、係員等は、業務にあたり、お互いに連携を図り、次の書類に所定の事項を記載処理し、業務終了後速やかに実行委員会に提出する。

(1) 処置記録兼診療依頼書（第1号様式）

※搬送傷病者に原本を渡した場合はその控え

(2) 救護日報（第2号様式）

(3) 救護所取扱傷病者一覧表（第3号様式）

1 0 県実行委員会等への報告

(1) 実行委員会は、大会期間中、参加者等に入院患者や重大事故が発生した場合は、県実行委員会に報告することとする。

(2) 実行委員会は、全競技終了後、競技会場ごとに取りまとめた第3号様式を県実行委員会に提出する。

1 1 その他

(1) 医療救護関係者の服装は、各職種に応じたものとする。

(2) 医療救護関係者の心得として、傷病者の状況を記録し関係者からの問い合わせに支障のないようにするとともに、傷病者のプライバシーの保護に十分に配慮する。

(3) この要領に定めるもののほか、医療救護に関して必要な事項は別に定めるものとする。

(4) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、この要領を準用する。

三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会宿泊要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市宿泊基本計画に基づき、三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員および視察員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊について、必要な事項を定める。

2 業務の実施

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は関係機関および関係団体と十分な調整を行い、大会参加者の宿泊業務にあたるものとする。

3 宿舎

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿舎をいう。）とし、風紀上、衛生上および安全対策上支障があると認められる宿舎は使用しないものとする。
- (2) 1人の宿泊に要する広さは、おおむね2畳以上または1ベッドとする。

4 配宿

- (1) 選手・監督の宿舎は、都道府県（またはチーム）別および男女別等を考慮して配宿するものとする。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として他の大会参加者とは別とする。

5 宿泊料金

宿泊料金は、旅館ごとに料金設定を行うものとする。

6 食事

- (1) 宿舎において提供する食事は、選手に考慮し、栄養面に優れた献立とする。
- (2) 昼食弁当については、別に定める弁当調達要項に基づき、斡旋、支給を行うものとする。

7 宿泊料金の精算

宿泊料金の精算は、宿泊責任者または本人が実行委員会の指定する方法で精算するものとする。

8 その他

- (1) 大会参加者が、実行委員会に対して宿泊および弁当の斡旋を希望しない場合は、この要項は適用しない。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は別に定める。

三重とわか国体亀山市競技別リハーサル大会輸送計画

1 目的

三重とわか国体亀山市競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催に際し、輸送業務を円滑に行うため、三重とわか国体亀山市輸送交通業務実施要項に基づき、輸送計画を作成する。

2 輸送

大会関係者及び一般観覧者の輸送は、原則行わず、既存の公共交通機関等を利用した自主移動とするが、競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、必要に応じて輸送を行う。

3 駐車場

- (1) 大会関係者等の駐車場は、基本的には競技会場内とするが、競技会場内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合や施設の立地等を考慮し、必要に応じて競技会場外に臨時駐車場として使用できるスペースを確保する。
- (2) 駐車場への誘導を円滑に行うため、大会関係車両等に対し事前に駐車許可証を交付する。
- (3) 大会関係者及び一般観覧者が周辺の道路等へ駐車することがないように周知徹底を図る。

4 その他

本計画に記載のない事項については、必要に応じて関係機関と協議し決定する。

三重とこわか国体亀山市競技会場管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重とこわか国体亀山市開催競技会（以下「競技会」という。）における会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場に入場し、または入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「会場」とは、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する競技会場ならびに練習会場の施設（休憩所、通路、売店、駐車場等の関連施設を含む。）および敷地をいう。

(管理運営者)

第3条 この要綱に基づく会場の運営管理者は、実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

(業務の処理)

第4条 この要綱に基づく権限に属する業務の処理は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実施本部および実行委員会事務局の職員（以下「職員」という。）が行う。

(持込禁止物)

第5条 会場に、次に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 銃器類
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他有害物質
- (4) 発炎筒、爆竹、花火、爆発物、火薬その他可燃性の危険物
- (5) 石、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインターその他凶器等として使用されるおそれのある物
- (6) 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等
- (7) 塗料類（ペンキ類）
- (8) スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具
- (9) 無線通信機器（携帯電話、PHS等の携帯端末を除く。）
- (10) 酒類（土産品を除く。）
- (11) ドライアイス
- (12) 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬および介助犬をいう。）を除く。）
- (13) 投てき等により危害を与えるおそれのある物
- (14) ホイッスル、拡声器、楽器その他これらに類する大きな音が出る物

- (15) 通行に支障を及ぼすおそれのある大型または大量の荷物
- (16) その他入場者等に迷惑および危険を及ぼし、または競技会の運営および進行を妨げるもしくはそのおそれのある物

(禁止行為)

第6条 会場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 立入りを制限または禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 競技場、観客席等へ物を投げ入れ、または発射すること。
- (3) 施設、器物、装置等を汚損もしくは破損し、またはみだりに操作を行うこと。
- (4) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、もしくは挑発し、または入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (5) 面会を強要しまたは会場内において居座ること。
- (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 所定の場所以外で、喫煙またはごみその他の汚物を廃棄すること。
- (8) 飲酒すること。また、アルコール等により酩酊した状態で入場し、または入場しようとする事。
- (9) 所定の場所以外への車両もしくは自転車を乗り入れ、または所定の場所以外に駐車もしくは駐輪すること。
- (10) 電熱器、ガスその他これらに類する火気を使用すること。
- (11) テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
- (12) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (13) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布または掲出すること。
- (14) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会または喧騒にあたる行為をすること。
- (15) 会場に正当な入場券を所持せず入場し、または入場しようとする事。(入場券を不要としている場合を除く。)
- (16) 設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封、改変すること。
- (17) 撮影を制限し、または禁止した区域で写真もしくは映像を撮影すること。
- (18) 会場内のドローンでの写真もしくは映像を撮影すること。
- (19) その他会場秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、またはそのおそれのある行為をすること。

(遵守事項)

第7条 会場において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) IDカードは明確に見える場所に必ず着用すること。
- (2) 入場券、本人確認書類等の提示を求められたときは、これに応じること。
- (3) 職員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

(4) 手荷物、所持品等の検査を行うときは、これに応じること。

(5) 指示された場所において観覧し、職員等から席の移動を求められたときは、これに従うこと。

(入場の制限等)

第8条 会長は、この要綱に違反した者、あるいは、職員の指示に従わない者に対しては、会場への入場を拒み、または退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

2 会長は、競技会場が満席となった場合その他の競技会の安全な運営のため必要と認められる場合は、入場制限を実施することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

三重とこわか国体亀山市輸送交通計画について

三重とこわか国体亀山市輸送・交通業務実施要項に基づき、三重とこわか国体開催時の輸送計画について次の通り策定しましたので、概要を報告します。

1. 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員
- ウ 競技補助員
- エ 競技会係員（市職員）・ボランティア
- オ 一般観覧者・報道関係者・視察員等
- カ 市内小中学生（学校観戦）

2. 輸送方法

ア 計画バス

宿泊施設、指定集合地等から競技会場を予め発着時間を定めて運行し、主に選手・監督、競技役員、競技補助員を輸送する。

イ シャトルバス

臨時駐車場となる亀山市文化会館駐車場から亀山駅を經由して競技会場へ巡回運行し、主に一般観覧者、報道関係者、視察員を輸送する。

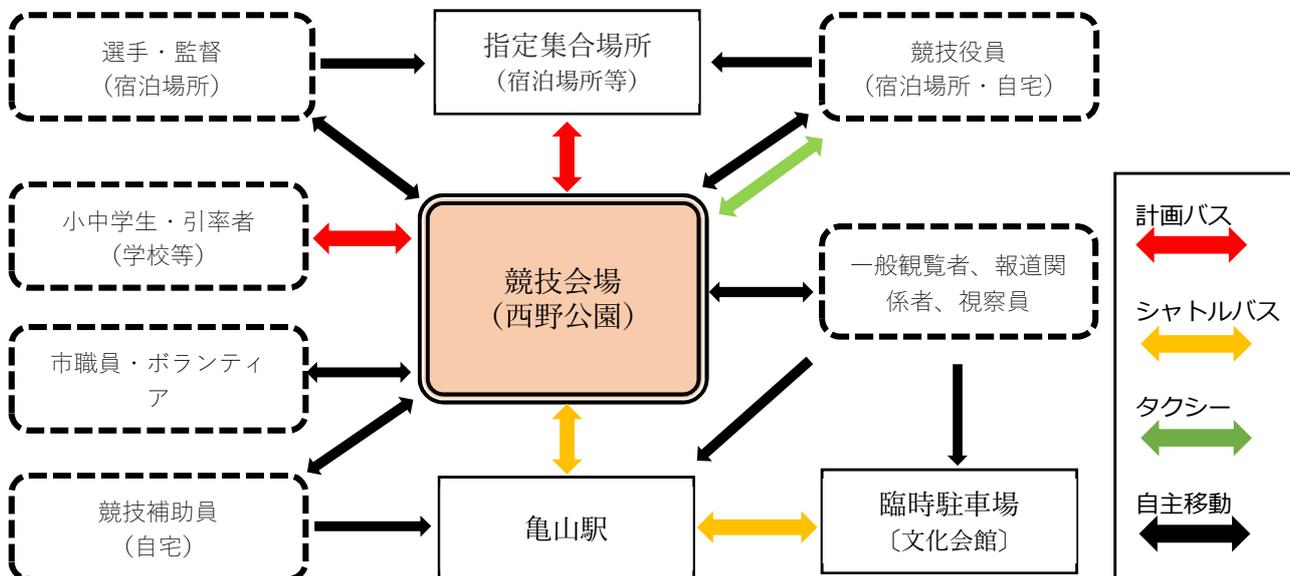
ウ 学校観戦

市内の小中学生及び引率者を学校又は指定集合地から競技会場間を計画バスにより輸送する。

エ タクシー輸送

競技会運営のため、計画バス・シャトルバスの運行時間以外の時間帯に移動する必要がある競技役員等については、タクシーにより輸送する。

3. 輸送計画概要図



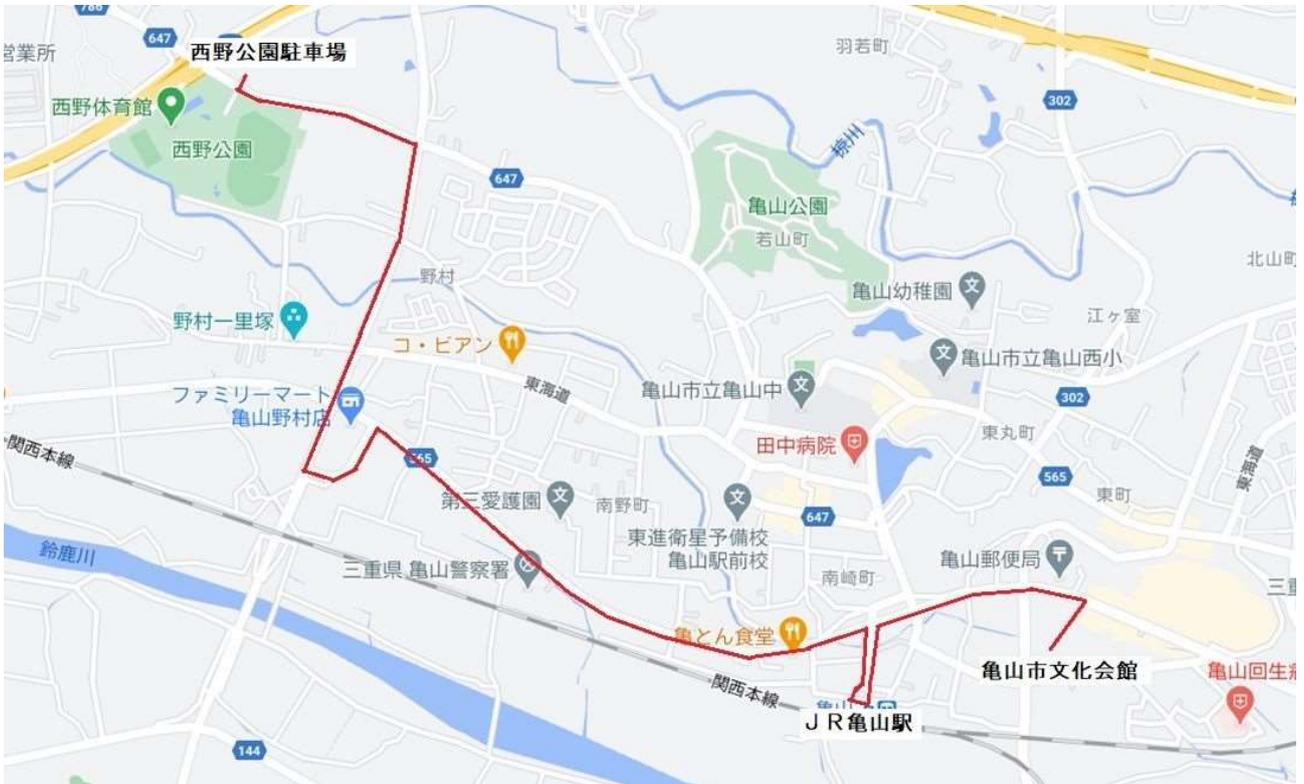
4. シャトルバス運行計画及び経路図

一般観覧者等の臨時駐車場となる亀山市文化会館駐車場から亀山駅を經由し、競技会場へ巡回運行するシャトルバスの運行計画は次のとおりとする。

発着場所	会場行き				会場帰り				
	文化会館		亀山駅		西野公園		亀山駅		文化会館
所要時間	(0:00)	7分	(0:10)	12分	(0:22) (0:00)	12分	(0:15)	7分	(0:22)
待機時間	-	-	3分	-	-	-	3分	-	-
始発着時間	6:20発	-	6:30発	-	6:42着 6:47発	-	7:02発	-	7:09着
終発着時間	19:00発	-	19:10発	-	19:24着 21:45発	-	22:00発	-	22:07着

※競技の進行状況等により、運行時刻が変更となる場合があります。

経路図



5. 駐車場計画

(単位：台)

	大会関係者	一般観覧者	身体障がい者	バス
西野公園	96	206	4	4
文化会館	-	248	9	-

参考) 第74回国民体育大会(茨城県)における同競技の日最大駐車台数は、302台です。

資料

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会役員・委員等名簿

会長：1名、副会長：5名、常任委員：27名、委員：41名、監事：2名、顧問：1名、参与：8名【計85名】

【会長：1名】

敬称略、順不同

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	行政関係	亀山市	市長	櫻井 義之	

【副会長：5名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	議会関係	亀山市議会	議長	中崎 孝彦	
2	スポーツ関係	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	会長	豊田 利一	亀山市スポーツ審議会会長 (常任委員) 兼務
3	産業・経済関係	亀山商工会議所	会頭	岩佐 憲治	
4	行政関係	亀山市	副市長	西口 昌利	
5	行政関係	亀山市教育委員会	教育長	服部 裕	

【常任委員：27名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	社会・市民団体	亀山市自治会連合会	会長	小河 明邦	
2	健康・福祉関係	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	会長	榎谷 英一	
3	県競技団体	三重県軟式野球連盟 亀山支部	副理事長兼事務局長	佐々木 光晴	
4	県競技団体	三重県ウエイトリフティング協会	会長	柳瀬 仁	
5	県競技団体	三重県カローリング協会	理事長	内田 政義	
6	県競技団体	三重スポーツ鬼ごっこ愛好会	代表	中畑 富行	
7	県競技団体	三重県ビリヤード協会	会長	田中 智也	
8	県競技団体	亀山市レクリエーション協会	理事長	小林 茂	
9	スポーツ関係	亀山市スポーツ推進委員会	会長	宮坂 辰男	
10	教育関係	亀山市中学校体育連盟	会長	徳田 浩一	
11	教育関係	三重県高等学校体育連盟	会長	野垣内 靖	
12	教育関係	亀山市小中学校長会	会長	伊藤 早苗	
13	産業・経済関係	一般社団法人 亀山青年会議所	理事長	川森 篤	
14	観光関係	一般社団法人 亀山市観光協会	会長	伊藤 峰子	
15	医療関係	一般社団法人 亀山医師会	会長	落合 仁	
16	医療関係	一般社団法人 亀山歯科医師会	監事	生川 克弥	
17	医療関係	一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会	会長	松浦 恵子	
18	行政関係	亀山市総合政策部	部長	山本 伸治	
19	行政関係	亀山市生活文化部	部長	青木 正彦	
20	行政関係	亀山市健康福祉部	部長	小林 恵太	
21	行政関係	亀山市産業建設部	部長	大澤 哲也	
22	行政関係	亀山市上下水道部	部長	服部 政徳	
23	行政関係	亀山市防災安全課	危機管理監	豊田 達也	
24	行政関係	亀山市消防本部	消防長	平松 敏幸	
25	行政関係	亀山市立医療センター	地域医療部長	草川 吉次	

【常任委員：27名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
26	行政関係	亀山市教育委員会事務局	教育部長	亀山 隆	
27	行政関係	亀山市議会事務局	事務局長	渡邊 靖文	

【委員：41名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会	事務局長	黒川 雅司	
2	スポーツ関係兼市競技団体	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	副会長	山谷 和久	軟式野球連盟亀山支部理事長兼務
3	スポーツ関係兼市競技団体	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	副会長	平井 一正	三重県ウエイトリフティング協会副会長兼務
4	スポーツ関係兼市競技団体	亀山市ウエイトリフティング協会	会長	平岡 一能	
5	スポーツ関係	ENJOYスポーツかめ亀クラブ	会長	箭吹 利博	
6	スポーツ関係	特定非営利活動法人 Let'sスポーツわくわくらぶ	会長	上田 佳士	
7	教育関係	三重県立亀山高等学校	校長	辻 成尚	
8	教育関係	学校法人三重徳風学園 徳風高等学校	校長	東 則尚	
9	教育関係	学校法人古市学園 みずきが丘道伯幼稚園	園長	井上 千春	
10	教育関係	亀山市PTA連合会	会長	西村 昭伸	
11	産業・経済関係	亀山市商業団体連合会	会長	笠間 清	
12	産業・経済関係	亀山飲食業組合	組合長	山川 淳	
13	産業・経済関係	鈴鹿農業協同組合	代表理事専務理事	平子 伸	
14	産業・経済関係	亀山市茶業組合	組合長	伊達 謙二	
15	産業・経済関係	鈴鹿森林組合	代表理事組合長	中川 賢一	
16	健康・福祉関係	亀山市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	西村 邦昭	
17	衛生関係	鈴鹿食品衛生協会	会長	前田 稔	
18	交通・インフラ関係	亀山地区交通安全協会	会長	西川 てる子	
19	交通・インフラ関係	一般社団法人 三重県タクシー協会	北勢支部長	中島 嘉浩	
20	交通・インフラ関係	公益社団法人 三重県バス協会	専務理事	青木 周二	
21	交通・インフラ関係	三重交通株式会社中勢営業所	営業所長	内山 宜哉	
22	交通・インフラ関係	日本郵便株式会社亀山郵便局	局長	角谷 真一	
23	交通・インフラ関係	西日本電信電話株式会社三重支店	支店長	杉本 渉	
24	交通・インフラ関係	株式会社NTTドコモCS東海三重支店	支店長	杉山 直士	
25	交通・インフラ関係	KDDI株式会社	理事中部総支社長	岡部 浩一	
26	交通・インフラ関係	ソフトバンク株式会社	人事総務本部参与	吉良 太	
27	交通・インフラ関係	中部電力パワーグリッド株式会社鈴鹿営業所	所長	土屋 和義	
28	社会・市民団体	亀山市民生委員児童委員協議会連合会	生きがい推進部長	落合 征幸	
29	社会・市民団体	亀山市婦人会連絡協議会	会長	中村 愛	
30	社会・市民団体	亀山市子ども会育成者連絡協議会	会計	小西 宏美	
31	社会・市民団体	亀山市青少年育成市民会議	会長	富松 敬史	
32	社会・市民団体	亀山ロータリークラブ	会長	田中 博之	
33	社会・市民団体	亀山ライオンズクラブ	会長	米倉 巧治	
34	施設管理関係	三幸・スポーツマックス共同事業体 代表企業 三幸株式会社名古屋支店	常務執行役員支店長	土屋 幸成	

【委員：41名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
35	施設管理関係	公益財団法人 亀山市地域社会振興会	理事長	岸 英毅	
36	国・県関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所鈴鹿川出張所	出張所長	廣田 勝彦	
37	国・県関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所四日市国道維持出張所	出張所長	林 美徳	
38	国・県関係	国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所上野維持出張所	出張所長	伊藤 誠二	
39	国・県関係	三重県鈴鹿建設事務所	所長	片田 悟	
40	国・県関係	三重県鈴鹿地域防災総合事務所	所長	藤川 和重	
41	国・県関係	三重県鈴鹿保健所	副所長	芝田 登美子	

【監事：2名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	行政関係	亀山市代表監査委員		国分 純	
2	行政関係	亀山市	会計管理者	米津 ひろみ	

【顧問：1名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	議会関係	三重県議会	議員	長田 隆尚	

【参与：8名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	国・県関係	亀山警察署	署長	中村 誠二	
2	報道関係	株式会社中日新聞社	三重総局長	前田 智之	
3	報道関係	株式会社毎日新聞社津支局	支局長	広瀬 隆史	
4	報道関係	株式会社朝日新聞社鈴鹿支局	支局長	中根 勉	
5	報道関係	株式会社読売新聞社鈴鹿通信部	主事	南条 哲治	
6	報道関係	株式会社伊勢新聞社	記者	岩間 匠	
7	報道関係	三重テレビ放送株式会社	報道制作局長	小川 秀幸	
8	報道関係	株式会社ZTV	取締役社長	田村 欣也	

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

(所掌事務等)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に関すること。
- (3) 競技会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 亀山市を代表する者
- (2) 亀山市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は亀山市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、第4条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。
 - 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
 - 5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 6 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
(常任委員会)
- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
 - 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 6 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会において準用する。
 - 8 常任委員会は、第6項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。
 - 9 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。
(専門委員会)
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年1月31日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会亀山市準備委員会の役員等である者は、三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会の役員等に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会のそれぞれの名称並びに三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議決は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、

専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは、「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成31年1月31日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。